

下関市立市民病院  
食堂運営及び自動販売機設置事業者  
募集要領

平成30年12月

下関市立市民病院

目次

1 募集概要	頁
1-1 目的.....	1
1-2 業務概要.....	1
1-3 事業者選定方法.....	1
1-4 参加資格要件.....	1
1-5 スケジュール.....	2
1-6 提示書類等.....	2
1-7 担当部署.....	2
2 参加手続きについて	
2-1 提出書類.....	3
2-2 提出期限.....	3
2-3 提出部数.....	3
2-4 提出場所及び方法.....	3
2-5 参加資格要件の確認（第1次審査）.....	3
3 質問及び回答について	
3-1 質問方法.....	4
3-2 提出期限.....	4
3-3 提出場所.....	4
3-4 提出方法.....	4
3-5 質問書の回答.....	4
4 企画提案書類について	
4-1 企画提案書.....	5
4-2 企画提案内容の記載事項及び配点.....	5
4-3 提出期限.....	5
4-4 提出部数.....	5
4-5 提出方法.....	6
4-6 提出書類の取扱い.....	6
5 優先交渉権者の選定について	
5-1 プレゼンテーション及びヒヤリングの実施（第2次審査）.....	7

5-2 審査機関.....	7
5-3 審査結果.....	7
<b>6 契約に関する事項について</b>	
6-1 契約交渉.....	8
6-2 失格事項.....	8
6-3 交渉権又はプロポーザルの辞退.....	8
6-4 交渉権者の参加資格喪失時の取扱い.....	8
6-5 契約形態及び契約期間等.....	8
6-6 契約保証金.....	9
6-7 その他.....	9
様式 1 参加表明書	
様式 2 参加資格確認結果通知書	
様式 3 質問書	
様式 4 企画提案書	
様式 5 プロポーザル審査結果通知書	
様式 6 辞退届	

## 1 募集概要

---

### 1-1 目的

下関市立市民病院（以下「病院」という。）では、患者及び見舞客等の利便性確保と病院職員の福利厚生を目的として、食堂の運営及び自動販売機設置を予定している。

そこで、病院内で食堂運営及び自動販売機の設置を行う者（以下「事業者」という。）として、病院と優先的に契約交渉を行う事業者（以下「優先交渉権者」という。）を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

### 1-2 業務概要

(1) 業務名

下関市立市民病院食堂運営及び自動販売機設置業務

(2) 業務内容

別紙「下関市立市民病院食堂運営及び自動販売機設置業務要求仕様書」のとおり。

(3) 契約期間等

準備期間（予定）：2019年4月1日から2019年4月30日（1ヶ月）。

運営期間（予定）：2019年5月1日から2022年3月31日（35ヶ月）。

契約期間（予定）：2019年4月1日から2022年3月31日（36ヶ月）。

### 1-3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による。

### 1-4 参加資格要件

プロポーザルへの参加資格は、法人であり、病院が求めるサービスを効率的に提供できる体制を有しており、平成30年12月11日現在において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院で、過去3年間に飲食店営業の実績があること。
- (2) 地方独立行政法人下関市立市民病院契約事務取扱規程第2条第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 営業又は事業に関し法律上必要とされる資格、免許又は許可を有する者であり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項から第4項及び第6号の規定に該当しないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) フランチャイズ方式による参加も可能とする。その場合、契約当事者は実際に店舗

を運営するフランチャイズ加盟者（以下「FC加盟者」という。）とする。

- (9) 保健所の営業許可及び営業に必要な資格等が営業開始予定日までに確実に取得できること。

### 1-5 スケジュール

項目	時期
公告及び募集開始	平成 30 年 12 月 11 日(火)
参加表明書・質問書提出期限	平成 30 年 12 月 20 日(木)
参加資格要件の確認（第 1 次審査）結果通知期限	平成 30 年 12 月 27 日(木)
質問書に対する回答期限	平成 31 年 1 月 10 日(木)
企画提案書類の提出期限	平成 31 年 1 月 31 日(木)
プレゼンテーション等（第 2 次審査）の実施	平成 31 年 2 月 12 日(火)
第 2 次審査結果の通知期限	平成 31 年 2 月 25 日(月)
優先交渉権者との交渉開始（契約締結）	平成 31 年 2 月 26 日(火)～

### 1-6 提示書類等

- (1) 提示書類

No.	提示書類
1	食堂運営及び自動販売機設置事業者募集要領（本書）
2	食堂運営及び自動販売機設置事業者募集要領（様式 1～6）
3	食堂運営及び自動販売機設置業務要求仕様書（別紙 1）
4	配置図（別紙 2-1）・食堂平面図（別紙 2-2）
5	厨房設備・機器一覧表（別紙 3）

- (2) 提示期間

平成 30 年 12 月 11 日(火) ～ 平成 30 年 12 月 20 日(木)

- (3) 提示場所

下関市役所前の掲示板及び院内掲示板、病院ホームページ。

### 1-7 担当部署

住所：〒750-8520 下関市向洋町一丁目 13 番 1 号

部署：下関市立市民病院 事務部総務グループ

電話：083-231-4111 FAX：083-224-3838

E-mail：somu@shimonosekicity-hosp.jp

担当：福山・江頭

## 2 参加手続きについて

---

参加手続きに必要な書類は次のとおりとする。提出書類は、契約当事者となる者の書類とすること。但し、フランチャイズ契約等により F C 加盟者が契約当事者となる場合は、必要に応じてチェーン本部とのフランチャイズ契約書の写し等の契約事実が確認できる書類を求めることがある。

### 2-1 提出書類

- (1) 参加表明書  
様式 1 により提出すること。
- (2) 商業登記簿謄本  
…提出日 3 ヶ月以内に発行されたもの。コピーは不可。
- (3) 印鑑証明書  
…提出日 3 ヶ月以内に発行されたもの。コピーは不可。
- (4) 納税証明書  
…下関市の発行する「法人市民税納税証明書」及び「市税の滞納なし証明書」とする。いずれも提出日 3 ヶ月以内に発行されたもの。コピーは不可。なお、下関市に納税義務がない場合は提出不要。
- (5) 決算書等  
…最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等。
- (6) 企業概要  
…事業経歴、資本金、従業員数、事業内容等がわかるもの。  
※パンフレット等による代用も可。F C 加盟者の場合は、チェーン本部の書類も提出。

### 2-2 提出期限

平成 30 年 12 月 20 日(木) 17 時 (必着)

### 2-3 提出部数

各 1 部

### 2-4 提出場所及び方法

担当部署へ持参又は郵送(書留)により提出すること。

### 2-5 参加資格要件の確認(第 1 次審査)

提出期限までに参加手続きに係る書類提出があった参加希望者に対して、参加資格要件を全て満たしているか否かを確認した後、参加資格の有無について、平成 30 年 12 月 27 日(木)までに参加資格確認結果通知書(様式 2)を電子メールにより参加表明書(様式 1)に記載された連絡先メールアドレス宛に通知する。

### 3 質問及び回答について

---

質問及びその回答は、次のとおりとする。

#### 3-1 質問方法

質疑がある場合は、質問書（様式 3）を提出すること。電話や来院による質問は受けけない。

#### 3-2 提出期限

平成 30 年 12 月 20 日（木） 17 時（必着）

#### 3-3 提出場所

担当部署にて受け付ける。

#### 3-4 提出方法

質問書を Microsoft Word 形式のファイルで電子メールにより提出すること。なお、メール送信後には必ず到達確認の連絡を行うこと。

#### 3-5 質問書の回答

質問書に対する回答は、平成 31 年 1 月 10 日（木）までに参加資格要件を満たした全ての参加者に対し、参加表明書（様式 1）に記載された連絡先メールアドレス宛に回答を送信する。回答を受信した際には、必ず受信した旨を記し、送信元メールアドレスへ返信すること。

## 4 企画提案書類について

企画提案に係る書類は、次のとおりとする。

### 4-1 企画提案書

様式4により提出すること。

### 4-2 企画提案内容の記載事項及び配点

- (1) 用紙は原則日本工業規格 A4 版、横書きとし、縦長又は横長のどちらも可とする。
- (2) 次の項目について記載すること。

業務	提案項目	項目	記載内容等	配点	
食堂	実績	運営実績	過去 3 年間の医療機関での飲食店営業の運営実績について、記載すること。	10	
		サービス内容等	営業日及び営業時間	営業日及び営業時間について、記載すること。	10
			店舗イメージ	イメージ図及びレイアウト平面図を提示すること。	15
			メニュー及び価格設定	メニューの種類及び価格設定、その他カロリー表示への対応について、記載すること。	25
		付加的サービス	病院内の出前、売掛又はキャッシュレス、人間ドック受診者への食事提供及び職員割引、その他のアピールポイントについて記載すること。	20	
	運営体制	緊急時及び苦情等への対処方法	緊急時及び苦情等への対処方法、病院への連絡・報告体制等について、記載すること。	10	
		衛生管理、感染防止対策及び廃棄物の処理方法	衛生管理及び感染症防止対策等への取組み、店内清掃、廃棄物の回収・処理方法等について、記載すること。	10	
	費用負担	厨房設備・機器の修理及び更新時の費用負担	厨房設備・機器の故障等による修理及び機器の更新時の費用負担（対応方法）について、記載すること。	10	
賃料	月額賃料	月額賃料とその考え方について、記載すること。	20		
自動販売機	販売商品等	販売機本体及び販売商品等	設置する自動販売機の説明及び販売予定商品並びにアピールポイント等について記載すること。	10	
	賃料	月額賃料	月額賃料とその考え方について、記載すること。	10	
合計				150	



#### **4-3 提出期限**

平成 31 年 1 月 31 日(木) 17 時 (必着)

#### **4-4 提出部数**

10 部 (正本 1 部、副本 9 部)

なお、1 部ごとに A4 版 2 穴フラットファイルに綴じて提出すること。

#### **4-5 提出方法**

担当部署へ持参又は郵送 (書留) により提出すること。

#### **4-6 提出書類の取扱い**

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 病院が特に必要と認めた場合を除き、提出期限後における企画提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。
- (3) 提出された書類は、本業務の優先交渉権者の選定以外の目的には使用しない。
- (4) 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負う。
- (5) 提出された書類は、下関市情報公開条例 (平成 17 年条例第 16 号) に基づく情報公開請求の対象とする。ただし、同条例第 6 号の各号に掲げる事項については非公開とする。

## 5 優先交渉権者の選定について

---

優先交渉権者の選定については、次のとおりとする。

### 5-1 プレゼンテーション及びヒヤリングの実施（第2次審査）

企画提案書の内容に関して、プレゼンテーション及びヒヤリング（以下「プレゼン」という。）を実施し、審査基準に基づき採点及び審査を行う。

- (1) プレゼンの実施は、平成31年2月12日(火)とする。
- (2) プレゼンの時間は、1社当たり30分程度（プレゼンテーション20分、ヒヤリング10分）とする。
- (3) プレゼンの順番は、提案書類が担当部署へ到着した順番で実施する。
- (4) プレゼンへの出席者は、1社当たり4名を限度とする。
- (5) プレゼンに使用するプロジェクター及びスクリーンは病院が準備する。その他の機器（パソコン、レーザーポインター等）については、参加者が用意すること。

### 5-2 審査機関

- (1) 企画提案書の審査は「(仮称)下関市立市民病院食堂及び自動販売機設置・運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 審査により、優先交渉権者及び次点の第二交渉権者を選定する。

### 5-3 審査結果

第2次審査の結果については、全ての参加者に対し、平成31年2月25日(火)までにプロポーザル審査結果通知書（様式5）により通知する。

## 6 契約に関する事項について

---

契約に関する事項は、次のとおりとする。

### 6-1 契約交渉

優先交渉権者に対し、提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、要求仕様書及び提案内容をもとに、業務の履行に関して必要な具体的条件等の協議及び調整（以下「交渉」という。）を行うものとし、この交渉が整った場合には、随意契約の手続きに進み、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結する。ただし、交渉が整わなかった場合には、次点の第二交渉権者と交渉を行うものとする。

### 6-2 失格事項

次のいずれかに該当する場合又は該当することが判明した場合には、優先交渉権者及び第二交渉権者を問わず失格とする。

- (1) 本要領の規定に違反した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (4) その他、著しく社会的信用を損なう等により、事業者として相応しくないと委員会が判断した場合。

### 6-3 交渉権又はプロポーザルの辞退

優先交渉権者、第二交渉権者及びプロポーザル参加者は、病院が契約の相手方として事業者を決定するまでの間は、辞退届（様式6）の提出により、交渉権又はプロポーザルを辞退出来るものとする。

### 6-4 交渉権者の参加資格喪失時の取扱い

優先交渉権者を決定した後、当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合、満たさないことが判明した場合又は辞退した場合は、次点の第二交渉権者と交渉を行うものとする。

### 6-5 契約形態及び契約期間等

#### (1) 契約形態

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約とする。  
契約期間満了により契約が終了し、契約更新は行わない。

#### (2) 契約期間等

準備期間（予定）：2019年4月1日から2019年4月30日（1ヶ月）。  
運営期間（予定）：2019年5月1日から2022年3月31日（35ヶ月）。  
契約期間（予定）：2019年4月1日から2022年3月31日（36ヶ月）。

なお、契約期間には、開店に向けた内装及び設備工事等の準備から閉店に伴う原状回復期間を含める。

## **6-6 契約保証金**

契約者は、地方独立行政法人下関市立市民病院契約事務取扱規程第 24 条第 1 項の規定により、契約金額（契約月額賃料に契約期間の月数を乗じた金額）に 100 分の 10 以上を乗じた額を契約保証金として、下関市立市民病院宛てに契約締結後 30 日以内に納付すること。契約保証金は、契約期間中において病院が保管し、この間の利息は付さないものとする。契約保証金は、契約期間満了後 30 日以内に返還する。なお、契約期間満了時に事業者が原状回復を完了しない場合、その他病院が請求債権を有する場合には、これの弁済に充てることのできるものとする。

ただし、地方独立行政法人下関市立市民病院契約事務取扱規程第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。ただし、病院側が求める確認書類を提示すること。

(注)契約保証金に、千円未満の額があるときは、これを切り上げる。

## **6-7 その他**

- (1) 参加手続きから契約締結に至るまでに要した費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 参加手続きに係る書類の作成において、病院から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。また、提案書類等の作成以外に使用してはならない。本要領による手続きが終了した後も同様とする。